

特定非営利活動法人「音楽は平和を運ぶ」芸術文化活動助成事業

「人の心に平和のとりでを築く」運動の趣旨を理解し、広島から芸術文化活動を通じて平和の心を発信すると共に、広島を「音楽の町」として発展していくことに共鳴して下さる方の活動を支援します。

1. 助成の対象となる事業

音楽・美術・演劇・映像・講演・民族芸能等の文化活動及び国際的な文化交流を推進する団体・個人が行う事業を対象とし、チラシ・プログラム等に「人の心に平和のとりでを築くコンサート」のロゴを掲載することが出来る事業を対象とする。

(注) 事業内容によっては、協議の上「コンサート」の部分を変えて、別の事業名にすることが出来る。

(例)「・・・美術展」「・・・講演会」「・・・ミュージカル」

- (1) 事業は広島以外の地で開催されるものも対象とするが、その事業が、広く多くの人に公開されること。
- (2) その事業に対し広島市及び関係団体(国・県・市等の公的機関・団体も含む)から助成金・補助金・負担金等の交付をすでに受け又はこれから申請をする者に対しても、重複して申請をすることを可とする。
- (3) 非営利の事業で有ること。
- (4) 政治又は宗教活動と関わりの無い事業で有ること。
- (5) 事業計画(時期、会場、予算、開催内容、出演者等)が明確になっていること。

2. 助成の対象とならない事業

- (1) 興業その他営利を主な目的とするもの及び特定企業の広報・宣伝活動と認められるもの。
- (2) 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの。
- (3) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの。
- (4) 文化祭など学内行事として行われる物。
- (5) その他助成にふさわしくないと認められるもの。

3. 助成の対象となる団体・個人

- (1) 目的、組織、代表者等の運営に必要な事項についての定めがあること。
- (2) 非営利団体で有ること。

4. 助成の額

- (1) 全体事業費から、入場料収入・他団体等からの助成金・補助金・負担金を差し引いた金額のうち、会場使用料(ピアノ等楽器の使用料を含む)舞台設営費を対象とし、上限を30万円とする。
- (2) 全国的な規模および国際的な催事の助成についてはこの限りではない。

5. 助成の決定

助成金交付申請書及び添付資料の内容について審査委員会で審査し、申請団体の活動の向上及び文化の振興に貢献すると認められた事業について交付の決定を行う。

6. 助成金の交付

(1) 事業終了後 1 か月以内に、実施報告書の提出を受け交付額を確定し、助成金を交付する。

なお交付後に、交付基準が遵守されていないことが判明した場合は、交付した助成金の全額又は一部の返納を求めることが有る。

(2) 事業の運営上、事業実施前に資金が必要との申告があった場合、理事長の判断で事業の実施以前に助成金を交付することが出来る。

7. 申込方法

下記の受付期間中、所定の助成金交付申請書に必要事項を記入の上、特定営利活動法人「音楽は平和を運ぶ」事務所に提出すること。

なお助成は年度内に1団体(個人)について1事業とする。

8. 助成対象事業の実施期間及び申請の受付期間

区分	対象事業の実施時期	申請の受付期間
上期	4月1日～9月30日	12月1日～12月25日 ※平成27年に限り、3月1日～3月20日
下期	10月1日～翌年3月31日	6月1日～30日

(注) * 受付時間: 月～金(祝日を除く)の午前10時～16時

* 事業の実施日程が2日間以上で、上期と下期にまたがる場合は、開催初日が事業の対象時期となる。

(例) 実施日程が3月31日～4月1日の場合は、下期

実施日程が9月30日～10月1日の場合は、上期

9. 問い合わせ先

〒730-0041 広島市中区小町6-30 PELRA101

特定非営利活動法人「音楽は平和を運ぶ」事務局

専務理事: 上野谷拓也

電話: 082-247-8604 Fax: 082-247-8614

mail: info@music-peace.jp